

議案第 85 号

令和 2 年度宝塚市一般会計補正予算（第 7 号）

資料 13（152）事務処理ミスの報告書

1 事務処理ミスの報告書

本件については対象者が 1 人であり、本件事務処理ミス発覚後、速やかに対象者に連絡し、過徴収について本市の謝罪を受け入れていただき、過徴収金の返還についてもご了承いただいた経過から、事務処理ミスとして報告を行っていませんでした。

この度、事務処理ミス発生報告対応マニュアルに照らし、現在、報告書を作成しているところです。

2 事務処理ミスの概要

① 西谷認定こども園（保育施設）に在籍する園児 1 人の平成 31 年（2019 年）4 月分の保育料について、金融機関に送付する口座振替データに当該園児の振替データの登録（入力）が出来ておらず、口座振替ができませんでした。

② そのため、当該園児の保護者に対して、納付書による保育料の納付を依頼し、数日後にご納付いただきました。

③ このように保育料の納付があったにも関わらず、当該園児の令和元年（2019 年）5 月分の保育料の口座振替では、4 月分と 5 月分の 2 か月分の保育料を徴収しました。

こうした経緯により、園児 1 人、1 月分（47,200 円）の保育料が過徴収となりました。

3 事務処理ミスの発覚

① 本年 5 月下旬、令和元年度（2019 年度）の保育料の調定額と歳入額を確認していたところ、歳入額が多いことを確認しました。

② 保育料管理システム及び令和元年度（2019 年度）の歳入に係る納入済通知書等の関係書類を確認したところ、本件が判明しました。

4 事務処理ミスの原因

金融機関において口座振替が完了した場合は、口座振替完了データを本市の保育料管理システムに一括入力すると自動で納付状況が反映されます。一方、納付書における納付の場合は、個別に納付状況を入力しなければならないところ、当該園児の納付書による納付状況の入力が漏れていました。

5 対応

本件発覚後の本年6月10日、まずは電話により、当該園児の保護者に経緯を説明し、謝罪しました。

また、翌日には、自宅を訪問し、直接謝罪の上、過徴収となった保育料の返還手続きについて説明し、ご了解いただきました。

6 再発防止対策

保育料等の口座振替データの作成後は、複数人で確認するとともに、口座振替による納付と納付書による納付のシステム上の消込確認についても複数人で行うこととします。

また、月々の保育料等の調定額と歳入額を毎月確認し、未納、過徴収ともに早期発見に努めます。